

令和４年第５回本部町議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令和４年９月30日			
招 集 場 所		本部町議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言		開 議	令和４年10月７日 午前10時00分		
		閉 会	令和４年10月７日 午前11時52分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 13 名		欠 席 0 名		欠 員 1 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃
※ 会議録署名議員					
7 番	伊良波 勤		8 番	具志堅 正 英	
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	平 良 武 康		副 町 長	伊野波 盛 二	
教 育 長	知 念 正 昭		会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	
総 務 課 長	仲宗根 章		企画商工観光課長	屋富祖 良 美	
住 民 課 長	崎 原 誠		福 祉 課 長	大 城 尚 子	
子 育 て 支 援 課 長	安 里 孝 夫		健康づくり推進課長	平安山 良 信	
建 設 課 長	宮 城 忠		農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		教育委員会事務局長	有 銘 高 啓	
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 新 吾		主 任 主 事	宇茂佐 隼 人	

議 事 日 程

10月7日（金）4日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第30号	本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
2	議案第31号	本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について (審議・採決)
3	議案第33号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (審議・採決)
4	議案第34号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (審議・採決)
5	議案第35号	令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (審議・採決)
6	議案第36号	令和4年度本部町水道事業会計補正予算について (審議・採決)
7	報告第2号	決算審査特別委員会委員長報告
8	議案第37号	令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採決)
9	議案第38号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
10	議案第39号	令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
11	議案第40号	令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
12	議案第41号	令和3年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)

日程番号	議案番号	件 名
13	議 案 第 4 2 号	動産の買入れ契約の締結について（令和４年度もとぶブランド牛改良促進事業委託業務） （議案説明・審議・採決）
14	議 案 第 3 2 号	令和４年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

先日、議案説明を終了している議案については、議案の審議・採決を、説明が残っているものについては、説明のあとに審議・採決を行います。

日程第1．議案第30号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第30号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第30号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第31号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第31号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第31号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第33号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第33号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第33号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第34号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第34号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第34号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第35号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第35号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第35号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、

原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 36 号 令和 4 年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第 36 号 令和 4 年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第 36 号 令和 4 年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 7．報告第 2 号、議案第 37 号 令和 3 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 41 号 令和 3 年度本部町水道事業会計決算認定についての 5 件については、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。

○ **決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭** 報告第 2 号、令和 4 年 10 月 7 日、本部町議会議長 松川秀清殿。決算審査特別委員会委員長 崎浜秀昭。決算審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された議案第 37 号 令和 3 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第 38 号 令和 3 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第 39 号 令和 3 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第 40 号 令和 3 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第 41 号 令和 3 年度本部町水道事業会計決算認定については、本部町議会会議規則第 77 条の規定により別紙のとおり報告します。

審査結果。議案第 37 号 令和 3 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第 38 号 令和 3 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第 39 号 令和 3 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第 40 号 令和 3 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定する。議案第 41 号、令和 3 年度本部町水道事業会計決算認定について、認定すべきものと決定する。以上、決算審査特別委員会審査結果報告とします。

○ **議長 松川秀清** 議長を除く全員による決算審査特別委員会委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

これで報告第2号、決算審査特別委員会委員長による委員長報告は終わりました。

日程第8. 議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9. 議案第38号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第38号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第38号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 議案第39号 令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第39号 令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第39号 令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第11. 議案第40号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第40号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第40号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第12. 議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第13. 議案第42号 動産の買入れ契約の締結について（令和4年度もとぶブランド牛改良促進事業委託業務）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 議案第42号 動産の買入れ契約の締結について（令和4年度もとぶブランド牛改良促進事業委託業務）。次のように動産を買い入れる委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、採卵用優良雌牛の導入。2、契約の相手、住所、沖縄県名護市伊佐川327番地1。会社名、やんばる和牛改良組合本部支部。代表者名、支部長 大城綱徹。3、契約金額、1,827万486円。4、契約の方法、随意契約。令和4年10月4日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財源の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

ページをめくりまして、議案の資料でございます。採卵用の優良雌牛の導入ですが、履行期間として170日を設けてございます。備品の概要なんですけれども、黒毛和種のメス牛2頭を購入予定であります。

次のページにも概要の資料があります。少しだけ説明させてください。今回の事業の総事業費が3,157万1,000円でございます。事業期間としては、令和4年度から令和6年度となっております。その右側のほうに、年度の取組という形で、採卵用雌牛導入委託というのがございます。それを令和4年度に行います。今回の委託事業の導入に当たっての事業のスキームなんですけれども、右側の四角の中に書いてございますが、本部町のほうで、やんばる和牛改良組合本部支部のほうに委託します。それをもって優良雌牛の導入及び管理、そして後々には採卵の人工授精なども、その委託の内容となっております。以上が、説明とさせていただきます。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは少しお伺いします。もとぶブランド牛の改良促進事業ということで、産地基盤強化本部町産牛のブランド化というのはとても素晴らしいことだと思いますが、この事業の中の最終年度が令和6年になっていますが、この令和6年の最終年度でどの程度の結果を見越しているんですか。このブランド牛がどの程度まで広げられるのか。というのを伺いたいです。

あと、こういった事業を他市町村ではちなみに行っているところはあるのか。そういった事例があるのかというのも伺いたいです。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

事業の取組としましては、令和4年から令和6年であります。令和4年度に優良母牛を購入します。購入した年からその雌牛には、排卵の要は人工授精が始まるわけです。1年間にその牛がその処理ができるのが4回程度ございます。1回当たりに排卵処理しますと、約10個から20個ぐらいの排卵が誘発されます。それに人工授精をして、排卵を取り出して他の雌牛のほうに移植するわけです。それが1回当たりに我々8個、少なく見積もって8個を移植できると考えております。ですので4回で8個ですので、1頭当たり32回、32頭の移植ができると。その2頭分なので60頭余りがその母牛への移植が可能だということです。

令和6年度までの事業ということを示してありますが、その間にこの人工授精をして、その母牛を管理していくということの事業も含めて、令和6年度までにという形にしております。例えば、令和5年度に実際に人工授精をして、母牛に移植した場合に約10か月で子供は産まれます。その10か月、産まれてからさらに9か月から10か月をかけて競りに出される養育期間がありますので、それを考えますと早い時期で令和6年度に競りに出ていくのかなと考えております。その間にはずっと受精卵の移植、人工授精は行いますので、5年度、6年度では100頭余りの優良の種が移植できているものと考えております。

それと他市町村の事例があるかということではありますが、我々の資料、そして沖縄県に聞き取りはしておりますが、そういった取組をしているのは、沖縄県内では本部町だけであります。それに従って、その事業を取組をしているよということは、他市町村のほうも既に情報をキャッチしておりまして、今現在、我々のところにどういった事業、どういう事業を導入したか。中身を見せてくれないかみたいな形で問い合わせも来ておりますが、これを情報を開示しますと、また同じような事業が他市町村にも繰り広げられると、また同じような優良母牛が増えることになるんですけれども、しばらくは我々はその情報は伏せておきたいと思っております。最初の競りが出されるまでは、できるだけ情報は伏せておきたいと思っておりますので、議員の皆さん方も資料をもしお持ちでしたら、その情報を抑えていただければと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時28分）

再開します。 再 開（午前10時28分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 今の説明では、事業最終年度には100頭程度の優良母牛ができるのではないかなというように今、説明ではございましたが、そうなるようにしっかりとサポートしてもらって、和牛改良組合のほうには、しっかりとこれだけの事業を組むわけですから、結果を出していただきたいと思うんですが、そこら辺も含めまして、他市町村にない新たな試みということですが、町長この事業に対しての今後の取組に対してのお考えを、町長のお考えを聞きたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 当事業につきましては、行政ベースでの事例というのは、多分全国的にも

ほとんどないんじゃないかと思っております。ただ、民間ベースで最先端をいっている和牛生産グループは、もう既にそういったことを今現在やっているというのが、国内の実情でございます。ですのでそういったことで、まさに時代を先取りするような仕組みで、畜産業界のほうも最先端をいくイノベーションだと考えております。ぜひともこの事業を成功させて、多分うちが成功すれば、2か年ぐらいあとには、今の予想ではよその市町村も準拠してくるんじゃないだろうかと考えております。北部全体の沖縄全体の畜産を引っ張っていくというような先駆的な事業でございますので、関係する畜産業界の技術分野の総力を挙げて、いわゆる畜産の最先端技術分野の持っている技術者も含めて、総力を挙げてその事業を成功させていきたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 3点伺います。

この年4回の採卵ですね。3か年行うということなんですが、過去ほかの都道府県での例ですね。体力的に大丈夫なのかということです。

それから9か月から12か月の牛を持ってくるということなんですが、この事業期間のうちに3歳に達します。それ以降、令和6年まではこの事業は入っていますが、7年以降のこの牛の行方、それとまたこれは採卵用としてなんですが、自然交配なども可能かどうか。その辺も含めてご説明求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

排卵させて、排卵誘発剤を使って排卵させるんですけども、議員おっしゃるとおり、やはり母牛にもある程度の負担がかかります。4回ということで我々は今計画はしているんですが、その牛の体調を見ながらそこは進めていくということで確認はしております。ただこれまでの、他法人などの実例からすると4回は可能であると考えております。それと7年後の行方ということでもありますけれども、その牛自体が今回導入する雌牛については、耐用年数というか、実際に出産できる年数は7年ぐらいとみております。その間に生まれてくる子牛も、さらに優良な子牛が出てくるんです。その子牛も優良な母牛、評価の高い牛などは補充して、さらに継続的にその事業が自分たちの手元のほうで事業いれずに継続してできるように形で取り組んでおります。

もう1点、自然交配ができるかということでもありますけれども、それはそれで可能ではありません。ただやはり多くの母牛に移植するためには、人工授精のほうがよろしいのかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 確認なんですが、交配といいますか。採卵、排卵可能なのが1歳から7歳までという理解でよろしいですか。ということは、令和6年度には約3歳ぐらいになると思うんですが、このあとの4年ぐらいも可能性はあるということで、御理解よろしいですか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明いたします。

令和6年度以降にも、まだまだ導入する雌牛については、出産可能でありますので、排卵可能でありますので、7年度、8年度耐用年数があるうちは、その事業で活用していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この母牛のブランド導入ですけれども、非常にいい事業だと思いますが、このブランド化することによって、この子牛の価格がどれぐらいになるのか。現在の価格とブランド化によって、どれぐらいの子牛の競り値での価値が上がるのか。

それと令和4年から令和6年度までは、やんばる和牛改良組合と契約する。そうするとこの子牛の4歳以降、7歳まで人工授精が可能だということですから、その後のこの2頭の管理はどうするのか。この点と。

あとは年間1頭で32回、この2頭の牛で64回、64頭産まれるということですが、この歩留まりどれぐらい、本当にこの数産まれるのか。その辺の予想。この3点、お願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

3点の質疑がございました。まず1点目、ブランド化したあとの競り価格ということですが、今現在、私先月の今帰仁村での競り市も見てきましたけれども、やはり物によっていろいろと値段が変わっております。低いものであると40万円、高いもので140万円ぐらいはしておりました。このブランド化にして、主要がある程度出ますと恐らく150万円前後の競りで取引できるかなと考えているところであります。これはあくまでもその状況の競り市の内容でありますので、我々としては100万円以上の競り値もつくのかなと考えているところであります。

2点目の2頭の管理ということですが、やんばる和牛改良組合本部支部のほうに、組合のほうに管理のほうも委託してございます。年間のこの人工授精までの一貫の取組もそうなんです。令和4年から6年度までのその飼育についても、やんばる和牛改良組合のほうに委託してありますので、そこで管理されることになります。

それと6年以降は、まだ排卵も可能でありますので、継続して組合のほうで自活して取り組んでいくものと考えております。先ほど少し説明しましたけれども、子牛が生まれて高い評価が出た雌牛などは、保留して組合のほうで新たな母牛として確保する予定であります。それもあわせて管理していく予定であります。

それと人工授精が年間64頭で計算していますということで説明したんですが、実際に歩留まりはどのぐらいなのかということでもあります。排卵誘発剤を使いまして排卵させますと、大体10個から20個ぐらいの排卵が行われると言われております。そのうち5割、半分ぐらいがしっかり着床しないままにあるのかということのデータもあります。ですので、我々としては年間少なくとも8頭は移植可能であると、育つものだと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この優良母牛の卵子、この卵子の管理といいますか。採卵して授精させてほかの母牛にまた腹を借りて産ませるのか。

そのブランド牛、母牛自体に産ませるのか。腹を借りています。その疑問と、あとこの卵子の保存、採卵してどういうふうに保存するのか。

それと、雄牛のブランド牛、たしか持っていたと思いますけれども、それとの受精も考えているのか。その3点、お願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 8番、具志堅議員のほうに説明いたします。

人工授精しまして、まずその流れを説明しますと優良母牛のほうに排卵誘発剤を打ちまして、排卵をたくさんしてもらいます。その中でそのままその母体のままに人工授精、精子をふりかけて受精させます。その受精させた卵子を取り出して、他の雌牛、本部町内で飼育されている方々、各農家の雌牛のほうに移植するという形になります。1頭から1回で少なくとも8頭の移植が可能ということになりますので、その順番としては組合のほうで年間陣取って農家に配布する予定ではあるんですけれども、少なくとも8頭なので、もしかしたらこの着床した排卵は余る可能性もありますので、これは冷凍保存をする予定であります。一時的に冷凍保存したものを改めて他の母牛に移植するという形です。

他の雌牛については、例えば分かりやすく言いますと、乳牛とか闘牛とかの雌牛にも可能なんです。お腹を借りるだけありますので、各農家が保有している雌牛のほうに移植するという形になります。

3点目に、今回は雌牛の卵子の優良母牛を導入しますので、精子となる部分のものはどういうふうにしますかということだと思いますが、精子につきましては、今市場では多く販売されているんです。これはもちろん値段はピンからキリまでありますけれども、その中でも和牛改良組合でいい種を取り寄せて、人工授精させるということで考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 先ほど冷凍保存とありましたけれども、この受精卵を冷凍保存するのか。この受精卵を冷凍保存する場合に、当然和牛改良組合が管理すると思うんですが、この管理体制がきちんとなされているのか。これブランド牛として品種登録とか考えているのか。その辺をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明します。

冷凍保存につきましては、今現在も各農家、自分たちの機器を保有しておりますので、しばらくの間でしたらその保存は可能であります。冷凍保存してもできるだけ母体が、各農家がありましたら、迅速に着床、移植を進めていく予定ではありますけれども、ちゃんとした機器などもそろえておりますので大丈夫であります。

それと、登録の件なんですけれども、産まれた子牛につきましては、産まれた時点で登録され

るんです。これは義務みたいなもので、競りに出すのであれば登録はしないといけません。その牛の登録は行いますが、ブランドとしての登録というのは、今現在特段ありませんので、例えば今、よくブランドと言われますけれども、あくまでもその牛の登記の内容、例えば母親がどれであるとか、父親がどれどれの系統を引き継いでいるとか。そういった形で登録されますので、それがブランド化になるものと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 先ほどから議論を聞いておりましたら、平成6年度までの期間だということですが、その後はどうなるかという話だと思うんですけども、1点だけ気になるのが耐用年数、先ほど6年から7年、これは恐らく繁殖能力の期間だというふうに捉えていますけれども、そうしますとこれは平成6年度までの委託ということになると、当然財産として残るわけです。3年で処分できるわけないから、6年も帳簿に残るわけですが、それは6年あとは再委託をすることになるのか。要するに飼育期間、再委託をすることになるのか。それとも6年の時点で売却処分するのか。それが気になる。どういう処理をされるのか、ちょっと気になるものですから、それだけ確認させてください。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 1番、仲程議員のほうに説明いたします。

令和6年度の事業が終了した時点のその備品に関する取扱いだと思いますが、我々としては2つの方法を考えておまして、一つは耐用年数は過ぎたとしても、その母牛の性能はまだありますので、改めて無償で提供して管理委託してもらうという方法と、あともしくはその備品自体を無償譲渡する形になるのかなと考えておまして、そこはまた実際の和牛改良組合とまた調整をしながら、今後取り組んでいきたいと思います。ただその間にも、先ほどもお話をしましたけれども、優良な雌牛が産まれたときには、評価の高い雌牛が産まれたときには、その組合でいくつか保存して、継続的に優良な母牛を確保しながら、ブランド化できるような子牛の生産を目指しているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 この事業については、非常に画期的な事業で、私も非常に期待をしているんですけども、無償譲渡ができるかどうか。それもちょっと気になるところなんですけど、それができるとしたら農家にとっては非常に助かることですし、いずれにしてもこの事業というのは非常に期待される事業ですので、ぜひ成功させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第42号 動産の買入れ契約の締結について（令和4年度もとぶブランド牛改良促進事業委託業務）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第42号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時51分）

再開します。 再 開（午前11時00分）

日程第14. 議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 初日に提案いたしました議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算につきまして、申し訳ございませんが、本日差し替えを配っております。差し替えのほうをお願いいたします。

今定例会の初日に当たります9月30日に、一般会計補正予算を提案したところでありますが、同日の9月30日の夕方に北部振興事業で整備を計画しております本部港、こちら渡久地地区でございます。水産整備事業の採択が国から下りました。年度の残りが約半分となっております。また来年度から着手する必要がある工事費などの概算額を算出する必要があることから、できるだけ早い予算措置が必要でございます。よって今回、採択の下りました事業のみを急遽追加しております。差し替えになりました。ご了承いただきたいと思います。っております。

それでは変更のあった箇所のみを説明させていただきます。3枚目お願いいたします。令和4年度本部町一般会計補正予算（第3号）でございます。令和4年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ3億9,510万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億1,472万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

こちらは初日に提案した際に、主要事業、あるいは新規事業を説明しました。こちらは申し訳ございません。省かせていただきます。追加になった箇所を説明いたします。歳出22、23ページをお願いいたします。6款の農林水産業費でございます。23ページの下から2段目をお願いいたします。委託料の浮桟橋実施設計委託料2,286万9,000円、その下の屋根施設・漁具倉庫実施設計委託料2,028万8,000円、こちらが追加になった2項目でございます。本日、カラーのA4横の資料をお配りしております。参照いただけますでしょうか。こちらが今回、北部振興事業で採択が下りました事業でございます。本部港（渡久地地区）漁協、現在の漁協があります対岸側になります。そこに資料の右下を見ていただけますでしょうか。上空写真です。黄色い部分が海のほうに突き

出ておりますが、こちらに浮き桟橋の設置、そして真ん中のほうに緑の網がかかっております。屋根施設の整備、その右側、オレンジの網がかかっておりますけれども、漁具倉庫の整備をこの事業で行います。今回は設計のみの委託料でございます。次年度の令和５年度から令和７年度の３年間をかけまして、各工事を実施する計画となっております。令和５年度の工事費の採択も年度当初で予算組ができるよう、今回は早めの委託料を設計を発注しまして工事費を算出したいというものでございますので、急遽追加で提案させていただきました。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。３番 山川 竜議員。

○ ３番 山川 竜 この令和４年度９月補正の主要事業と一覧から質疑をしたいと思います。

３点、質疑いたします。この歳出のところ、上から３番目になります、よろしいですか。上から３番目の北部広域市町村圏事務組合負担金の内容として、真ん中の北部地域再生可能エネルギー導入調査事業分。こちらの事業の調査内容といいますか、どのような事業になっているのか。どのような負担金の拠出になるのかというのを伺います。

２点目、その下の７と８です。保育所のＩＣＴ化推進事業について、具体的にどのような効率化の事業になっているのかというのを伺います。

３点目、ページめくりまして１７番、本部っ子短期留学派遣旅費補助金の一括交付金の減額、事業中止による減ということなのですが、３月議会で予算委員会のほうで、同じく本部っ子短期留学の質疑をさせていただいたんですけど、コロナ禍の影響で令和４年本部っ子短期留学が中止になった場合、このとき事務局長の説明ともし今年度も実施が難しいようであれば、対策方法のことは検討しますというような説明があったかと思います。何か代替えの事業ですとか、そういったことを考えているのか。もしくは検討をされたのかというのを伺いたいと思います。３点です、お願いします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 ３番、山川議員にご説明いたします。

北部地域再生可能エネルギー導入調査業務委託の内容なんですけれども、北部１２市町村から出る食糧残渣、あとは家畜の排せつ物、あと下水道の排せつ物の今、その処理の課題があるものですから、それを活用して今後、再生エネルギーにできないかということで今回、調査を北部広域のほうで行う事業であります。

あと、北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業なんですけれども、これ教育環境関係をする事業であります。今多忙な教員の業務負担を軽減したいということで、あと子供たちの必要な指導を行うための時間を確保したいということで、今回その推進事業を北部広域のほうでやろうということであります。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 ３番、山川議員にご説明いたします。

７番、８番のほう、保育所等業務効率化推進事業委託料、保育所等におけるＩＣＴ化推進事業につきましてですが、７番は公立の保育所、渡久地保育所が対象になっております。８番は認可保

育所ということで、ゆい保育園と美ら咲保育園が対象となっております。内容としては、園児が登園したときに、職員のようにタイムカードみたいのをバーコードで置いていて、登園したときにそれをかざすと、そしたら「いつ来ました」、そして帰るときにバーコードでかざして「いつ帰りました」というのが分かるシステムと、あと保護者との連絡に関する機能なんですけど、お休みの際に、今ですと電話で「お休みします」とか、降園のときに「おばあちゃんが、今日はお迎えに来ます」というのを電話で連絡しているんですけども、それを専用のアプリ、携帯を使って連絡をします。保護者からはそういうメリットがありますと。園としては、現在だったらコロナで急に迎えに来てほしい場合が出てくるんですけども、その時に一斉配信で皆さんに連絡することができる。そういうシステムとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 3番、山川議員にご説明いたします。

今回補正で上げさせてもらっています、本部っ子短期留学派遣旅費補助金なんですけど、令和3年度も中止となり予算減となっております。令和4年度、スタートする際には現地の状況等含めて、我々は実施する方向で考えておりました。それでこの事業は委託事業者がおりまして、そこそその実施に向けていろいろと情報交換をさせていただきました。その中でこれは現地のほうに派遣して、現地の体験を交流するということで一括交付金の予算の目的のほうにも、現地に行くということでのエントリーをしていたものですから、代替も含めて考えてはおりました。もし行けなかった場合に、代替もその委託業務のほうには、例えばイングリッシュのサマーキャンプ等も含めて、いろんな情報はいただいていたんですが、先ほどこの一括交付金の予算を使うに当たっては、まずは現地というところがあったものですから、この一括交付金の活用ができないというところがありましたので、このような確かに我々内部でも、このような状況では代替も今後できないということもありまして、財政の担当職員とも次年度以降は両方どんな場合でも行けるような目的というか、説明を文言を変えながら修正しながらエントリーしたいと考えております。今回も考えてはいたんですがちょっと行けなかったということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 北部広域の件に関しては理解しました。

保育所のICT化に関しても、ぜひ導入して、やはり最近、この当園児の県外のニュースでは、バスに園児が置き去りになったり、県内でも小学生がバスに置き去りになったりとか、そういったことがありましたので、こういう保護者と園とのコミュニケーションツールというのは、ぜひ導入していただきたいと。最終的には町内の全園に保育園に導入ができるように前向きな施策をしていただきたいというふうに思います。

1点、再質疑なんですけど、今アプリということなんですけれども、まだ保護者によってはいわゆるガラ系の保護者も中にはいるかもしれません。そういった保護者、親御さんへのフォローといたしますか対応について、もし今考えていることがあれば教えていただきたいというところです。

あと、本部っ子短期留学について、今年度から各市町村、今いろいろと悩んで短期留学を実施

するか、しないかというのは検討をされていたかと思います。お隣の名護市のほうは8月に中学生12名、そこはハワイだったんですけれども、短期留学実施をされたということです。様々な状況とかいろんな影響があるかと思います。次年度以降、こういったコロナの影響も鑑みながら県内にするのか、海外にするのか。ぜひ子供たちが中学生のとき、高校生のときにしかできない経験というのが、今しかできない刺激とか、伝わり方とかというのがあるかと思いますので、今3年半ですか。ずっと中止が続いていて、これはしょうがない中止になるかと思いますが、ぜひ代替事業、もしくは海外にしっかり行けるように、職員の皆様の努力によって次年度以降、実現できればというふうに思いますので、ここは切にお願いをして終わりたいと思いますが、保育園のICTの回答をお願いします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

ご質疑の中でアプリを取れない方の対応をどうするかという話なんですけれども、ガラケーに限らずいろんな事情があって連絡できない人もいますかと思いますが、その方たちにはこれまで同様に、電話等、お便り帳も含めてこれまで同様の対応として、全てをICT化したから全てやってくださいではなくて、お互いのやりやすい方向をやりながら、意思疎通を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 最後に1点。職員がもし操作に困ったとき、そういったときの支援員といえますかフォローをする体制があるのかどうかというのを伺います。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 安里孝夫 3番、山川議員にご説明いたします。

これ機械自体、端末とコンピューター、同時に各部屋にも設置するんですけれども、最初初期導入するときに、システム会社のほうから支援の研修会がございます。それ定期的に慣れるまで定期的に巡回しながら回ってくるというふうにお聞きしていますので、その辺のフォローも確認しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 議案第32号です。イメージということなんですが、この浮き桟橋のポールの数、数えたら7本、それはその予定でいくのかということと。もう一つは漁具倉庫の整備のイメージの場所が書かれているんですが、今現在、燻製の工場ですかね。何かある所だと確か思うんですよ。そこはちゃんと話をした上で調整しているのかどうか。

それと今現在、いろんな方々が漁業関係だと思うんですが、自由といいますか。いろいろと道具とかもいろいろ置かれていて、整備のほうも造るついでにすっきりした形での場所づくりができないかと思うことも提案したいと思います。その3点ですね。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 14番、具志堅議員のほうに説明いたします。

浮き栈橋の本数なんですけれども今、図のほうで7本書いてありますが、今仮に基本計画の中の部分の中で7本指していますが、実際には8本入れるスペースがあるんです。ですのでその部分については今、漁協とそして漁民の皆さん方と話し合いをしながら進めているところであります。それと漁具倉庫の設置場所なんですけれども、今図示されている所はプレハブが立っているところではなくて、網など野積みにされている場所であります。そこについては整備して、そのところに設置するというところであります。

屋根付きの倉庫の部分だと思うんですが、今現在いろんな漁具が野ざらしにされている状態があります。その部分も整理する意味でもその漁具倉庫も準備しましたし、さらにその屋根付きの倉庫ですね。そこには作業場も設けてあるんですが、その中にも一部、漁具が置けるようにということで今調整しているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 もう1点だけ、浮き栈橋の長さ、予定をお聞きします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明いたします。

浮き栈橋の長さということですが、今回実施設計を発注します。その間に、漁港及び漁民ともディスカッションしながら、どういうふうにするかと進めているところでありますが、計画では15メートルから20メートルという形で考えておまして、それにつきましては、実際の実施設計の中で落とし込んでいく予定であります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 予算書の21ページお願いします。

そこで備品購入費というところの有機物リサイクル推進事業備品購入費とありますけれども、その内訳と。この事業、私も少し関わったことがありまして、辺名地の農業生産者の方々から辺名地の豚舎から出る豚ふんを、粉末にした肥料を使って農業用に利用していると。しかしこの置き場がないからぜひ、この辺名地のガラス工場跡を利用させてくれないかということで声がありまして、その方々と町長にお会いしてお願いできないかということでお話をしたところ、迅速な対応をいただいて、本当によかったかと思っております。そこでまた維持管理ということに関しては、彼らの話では、私たちが維持管理をしっかりとしますからということでありまして、備品購入をしていろいろ故障とかいろいろと出てくることもあると思いますけれども、そこら辺は基金を積立して彼らが独自で発展していけるような体制、それが必要かと思っております。その2点、備品の内訳と、これからの維持管理をどうしていくのかということをお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 10番、崎浜議員のほうに説明いたします。

21ページの有機物リサイクル推進事業備品購入費1,673万6,000円の内訳ということでございますが、議員のほうでおっしゃっていただいたように以前、崎浜議員のほうから辺名地の農業者と一緒にそのリサイクル工場を使わせてくれということの依頼がございました。そのことを受け

て、我々このリサイクルセンター今回の事業を掘り起こしたところであります。ありがとうございました。

備品購入に当たりましては、まずホイールローダー、タイヤシャボというものなんですけれども、これが1台830万5,000円。そして堆肥運搬車これ2トン車なんですけれども684万7,000円。それとマルチチップパーを2台、1台79万2,000円なんですけど2台で158万4,000円を予定しております。

それとその後の導入したあとの運営管理ということですが、運営管理につきましては、先ほどの辺名地の農業者を中心にその堆肥の組合を設立してあります。その組合のほうに委託、管理を予定しております、その組合ともその内容で合意しておりますので、委託管理はそちらのほうにお願いしたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 彼ら最初は、そばのところを少し使わせてほしいということだったんですが、建物、全体的に使うということになったんでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 崎浜議員のほうに説明いたします。

その敷地は、結構広うございまして、中には建屋がありまして、以前汚泥を使った堆肥の事業も入っております、まだその堆肥が残っている状況でありました。ですので当初、辺名地の農家の皆さん方が要望していたのは、そこ以外の場所でどこか堆肥が置ける場所を貸してくれということがあったんですけれども、我々いろいろと検討しまして一括交付金の事業にエントリーできましたので、それもありましたのでこの建屋の部分を活用して、リサイクルできればということで考えておまして、当初とは実際には何ですか、雨ざらしになる場所ではなくて、ちゃんとした建屋の中で倉庫の中で今回の事業が行われることになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 本当に理想的な形でこれができたと思って、うれしく思っております。これからも辺名地の農業生産者がますます発展していけますように願っております。私のほうからは本当に一言、お礼を申し上げます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは伺います。

先ほどありました23ページ委託料、浮棧橋実施設計委託料、あと屋根施設・漁具倉庫の件なんですけど、浮棧橋の先ほどの具志堅議員への説明では、最大8本、長さが15メートルから20メートルとおっしゃってありますが、今、実際に対岸にある浮き棧橋2本ありますよね。ああいうイメージを考えているのか。あれを8本といたら結構な幅、広さになると思うんですが、長さは15メートルから20メートルとおっしゃっていましたが、それはそれでそれぐらいかなと。幅、どの程度の幅を考えているんですかと。そこにどういった漁船を係留させて、水揚げさせたりするのか。その感覚によっては小型船だけしかできないようなイメージになるんですが、そこら辺

どのようなイメージを考えているのか、お伺いしたいと思います。

もう1点も、先ほど崎浜議員から質疑があった21ページの有機物リサイクル推進事業なんですが、アグー豚舎から出る排せつ物を堆肥化して、町内で受け入れる体制づくりを行うということはとても、そういったことを行いたいという独自の組合をつくってやるということは、すばらしいことだと思います。そこに町の施設、今は使用していないので辺名地の施設を貸すということも、それはそれでその町が下支えをして、組合を支えてあげるというのもいいことだと思いますが、今回の一括交付金を使った1,600万円もの一括交付金が入っておりますが、その効果はどこで見えるんですか。一括交付金これだけ入れましたと。効果はどういった効果を最終的に考えているんですか。何がよくなりました。どういった効果がありました。それをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

まず1点目に浮き栈橋の件なんですが、今日お配りしている資料の1枚の資料ご覧になっていただけますでしょうか。中央の下の部分に浮き栈橋の整備のイメージという小さな写真があるんですが、このような形になります。幅が1メートル以内の通路になっておりまして、その1本に両側1隻ずつ泊められるようになっていて、7本を設置しますと要は14隻泊められるという形になります。その設置においては、漁協を中心に漁民と協議の上設置すると。どなたがその場所に係留するかというのは、決めるということで聞いております。

それと有機物リサイクル推進事業、事業効果ということでありますが、先ほど喜納議員のほうからおっしゃっていましたがアグー農場から出てくる堆肥を、その場所に持ってきて堆肥として加工していくということで考えておりまして、資源の循環型の農業を促進するということで考えております。まず家畜農家、今現在はアグーの豚農場なんですけれども、そこから出てくる排せつ物、その排せつ物については事業者も大変この処理に苦悩しておりまして、それを活用して肥料にしていくと。その肥料ができたところで農家に還元していくという形で、そしてさらにこの農家から例えば野菜など不用品などが出ましたら、その野菜などを家畜の餌などにしていくという形で、循環型のイメージを持っております。それを効果として我々目指しているところであります。先ほど農家から出てくる排せつ物のコストの削減ですね、まずはその部分。今回はまだ思案として豚の農場からのものだけなんですけれども、今後は町内の牛農家から出てくる排せつ物も検討、そのこのほうで一緒に堆肥化できないかというところで考えているところで、いろんなコストを減らすことで、その事業の効果が出てくるものと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 浮き栈橋に関しましては、幅が1メートルってこれぐらいですかね。これの中で、荷下ろししたりするというのは、少し素人から見てもやりにくくないですかね。これは今これからまた漁協との協議になると思うんですけど、危険がないように。これ実際に7本必要なのかという、私はそれも思いますし、今どなたが使うかとおっしゃっていましたが、これ供用

のところじゃないですか。誰かが使うというのはちょっと私は、誰かが使う浮き桟橋というのは私はないと思いますが、漁業を行う皆さんが使えるという私は考えだったんですが、そこら辺も含めてこれだけ1メートルでこの間隔にして、また漁船が来て大型漁船は多分入らないですよ、これだと。そこら辺をどのように考えるのか。これだけの事業費がかかりますから漁協と相談をしてしっかりといいものを造ってもらいたいと思います。そこら辺もう一度、説明をお願いします。

有機物リサイクルの確かにお考え、今説明があったのは一理あると思うんですが、しかし今のイメージでは、豚舎から出る排せつ物を、この農家というのは組合の農家という意味だったのか。組合が受けてこれをリサイクルして肥料にして、その野菜を家畜の何か今、餌にするとかおっしゃっていましたが、すぐまた豚舎に回すんですか。豚舎とこの組合のリサイクルのことをおっしゃっていたのか。そういうイメージのリサイクルという意味だったのかというのをもう一回、お聞きしたいのと。あとやはり機械を我々こうして今、事業化しているんですけども、これに係る燃料費、光熱水費、いろいろかかってきますが、この組合の皆様も恐らく農業などやられて片手間でやられるわけです。そこら辺の負担がどのようにかかってくるのか、私も少し心配です。これ事業化できるんですかという心配もあります。なのでそこら辺はまたこれだけの今、事業費を入れるのでありますから、下支えするのであれば、しっかりとしたものをもう少し組まないといけないのかなと思うんですが、そこら辺の説明まで、またお願いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 喜納議員のほうに説明いたします。

まず1点目の浮き桟橋の件なんですが、沖縄県内のほうに、幾つかその浮き桟橋の設置されている漁港がありまして、そこのほうにも漁協そして漁民の皆さん方も一緒に視察に行っていました。その中で、運用方法もいろいろと「こうしたいね」というアイデアなども出てきていました。それも含めて実施設計については、ちゃんとしたものにしていきたいと思っております。今、7本の桟橋を伸ばしておりますが、その本数につきましても、漁協、漁民の皆さん方の当初のヒアリングの中で決まっておるものです。十分にその7本あればできるということで進めてきたものでありますので、そこに係留するにつきましても、例えば1本について両端に係留できますので、大きな船が泊まりますと、もしかしたら間に入ったところの隣りはまた小さい船を置かないといけないのかなという形になると思いますので、そのところの調整は、漁協を中心をお願いしてまいりたいと思っております。

それと有機物のリサイクル事業なんですけれども、私の舌足らずだったかもしれませんが、農場に野菜など青果物が出たときに、豚の餌などにも回すという話なんですけれども、そのことについては不用品、要は店に出荷できないものなどのお話で、そういった残渣、残り物が出た場合にはそこに回すというイメージなんですけれども、その合わせて4台の機械なんですけれども、もちろんコストが、管理につきましても、コストもかかってきます。このことについては、そのリサイクルの組合、その方々と協議の中で全員である一定の負担金を積立てながら運営していく

ということで、既に合意に達しているところでもあります。ただ、今後やはりその負担が多くのかかるようであれば、改めてまた我々といろいろと検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 その組合の皆さんがそういう理想を持ってやるというのであれば、しっかり下支えしてあげてください。しかし、行政側としてはこれだけの今、事業化、予算をつけたのですからその責任もあります。なのでそこら辺の責任もしっかりと果たせるような形で、今最後におっしゃっていましたが、もしそれができない場合はまた、別に予算化するようなことがないように、しっかりと自助、共助、公助そういった精神で、組合の皆さんが独り立ちできるように下支えをしていただきたいと思いますと思うんですが町長、最後に一言お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 説明加えたいんですけれども、喜納議員、カチカチにその形が今固まっているというようなことでもなくて、形態を模索しながら、課題が出たときには、また議員おっしゃるように、その課題を一つ一つ解決しながら、ある意味では予想にはないような本部型の堆肥生産施設といったような形になっていくというようなことであります。例えば、伊江島などの場合には、村が施設をつくって、そして村の職員を2人から3人配置をしてというふうな形でやっております。名護市の堆肥工場はJ Aが全面的に担っているというような形になっております。町が全面的にやるといったようなことになると、またそれは相当財政投資も必要なので、その辺町の持つ支援策と農家の持つエネルギー、ノウハウ等を合体して、できるだけコストを抑えながらまた農家も負担がない、役場も財政的な負担が少なくなるような形というモデルケースになればいいなという思いをしております。いずれはそういったことで効果の話もございましたけれども、牛の皆さんが有機物が出るんですけれども、使いきれなくて持っていく場所がないといったような困りごともありまして、ゆくゆくは畜産、牛の皆さんもそのほうに搬入いたして、そしてそこでできたものについてはより多くの町民の、町の農家の皆さんに提供できるようなこと。あるいは観光で使っている花壇あたりにも有機物として提供できればと思っておりますけれども、いずれはそこまで展望しながらというようなことで考えております。いずれにしても、そういったことで課題が、議員がおっしゃるように出てきたときには親身になって農家と一緒に課題解決に向けてやっていきたいというようなことでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。11番 比嘉由具議員。

○ 11番 比嘉由具 ちょっと確認といいますか、少し聞きたいと思います。今先ほどから廃棄物処分、リサイクルといっていますけれども、実際にはJ A、豚舎はJ Aだと思うんですけれども、その材料、その加工のためには、どういう話をしているのか。先ほど町長が言ったようにJ Aは、名護のほうに大きい堆肥工場があります。こっちから全部持っていっております。そういったとき、どれぐらいの量でこっちに搬入して、本当にできるのかどうか。その話し合いは

どこまでついているのかお伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 11番、比嘉議員のほうに説明いたします。

今、アグー農場から出る排せつ物につきましては、これまで近くの農家の畑を借りまして、主に仮置きするような形で、それを地域の農家の皆さん方が自由に、無償提供を受けて利用していたところであります。ただこのアグー農場を運営する沖縄食肉センターなんですけれども、そこが昨年その排せつ物を処理するために機械導入をされているんです。これまでふん尿を液状の状態のままで仮置きをしていたんですけれども、そのふん尿を水分を全部飛ばせる機械がありまして、実際にその処理をしたあとは、砂みたいさらさらの状態になって出てくるものがあります。ですので、通常水分が入っているものは相当量あるんですが、実際にこの機械を通しますと、ほんの僅か。今回、実際にリサイクルに使う予定のふん尿も、ごく僅かな量であるんです。ですので、しばらく肥料、生産するに当たってもまだまだ足りない状態、そこから出てくるふん尿だけでは足りない状態でありますので、ですので、先ほど町長のほうからもありましたけれども、牛農家あたりからも少しもらいつつ、試験的に進めていければと考えているところであります。以上です。

名護のほうに処理を頼むということでありましたけれども、全部ここで機械処理されるということでもあります。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和4年度第5回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和４年第５回本部町議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午前11時52分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 伊良波 勤

本部町議会議員 具志堅 正 英